

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 473 名

被告 東京電力株式会社

### 準 備 書 面 ( 1 8 )

(原告ら準備書面 50 に対する認否反論)

平成 27 年 4 月 8 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木 丈 介

介



同

土 屋 賢 司

司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史

被告は、原告ら作成に係る 2015 (平成 27) 年 3 月 30 日付け準備書面 (50) に対し、次のとおり主張を準備する。なお、略称等は、本準備書面において新たに用いるものの他、従前の例によるものとする。

- 1 -

## 第1 はじめに

原告準備書面（50）は、原告独自の解釈に基づく新たな造語が多数用いられているばかりか、論旨が不明確であり、全体として、原告の主張内容は意味不明である。

原告は、原告作成に係る2015（平成27）年3月18日付け「請求の減縮と主張」と題する書面において、原告らの請求の内容について、①避難生活に伴う慰謝料、②ふるさと喪失慰謝料、③居宅及びその土地、④家財道具の4つの損害項目に限定するために請求の趣旨を変更している。これは、多数の被害者の早期救済を図るために、争点を絞り、迅速かつ充実した審理を実現するためになされたものであったはずである。

ところが、原告は、原告準備書面（50）において、これまでに主張されていなかった「故郷の変質・変容による精神的損害」なるものを持ち出して、従前主張していた「故郷喪失慰謝料」とは別に、新たに「故郷の変質・変容による精神的損害」の賠償の包括一律の一部請求として1人2000万円を請求するに至った。

この「故郷の変質・変容による精神的損害」なるものが従前主張されてきた故郷喪失慰謝料とどのような関係にあるのか、精神的損害と重複するものなのか、それとも別個独立の損害項目なのか、あるいは、将来請求を意味するものなのか、ひいては、請求を拡張するという趣旨なのか等、「故郷の変質・変容による精神的損害」なるものの法的位置付けが全く不明確である。

被告は、被害者の早期救済という観点から、これまで原告の訴訟行為の進行に可及的に協力してきたものであるが、この期に及んで、原告が新たな損害の概念を持ち出して不明確な内容の主張をし始めた以上、被告としても、適切に対応するためには、やむを得ず原告に対し、不明確な主張内容を具体的に明らかにされるよう釈明を求めざるを得ない。

以上の次第であり、原告らは、原告準備書面（50）を陳述されるのか否か

を含めて、今一度、検討されたい。

## 第2 被告の主張

上記第1のとおり、原告準備書面（50）の内容は全体として論旨不明であるが、被告は、これを善意に解釈して、同準備書面における原告らの主張を次の3つに分類されるものとして整理し、これに反論するものとする。

- ① 避難指示解除後に帰還を望まない避難者についても、帰還が不可能な場合と同様に「故郷喪失」にかかる賠償金が支払われるべきである。
- ② 故郷の変質・変容による精神的損害の請求。
- ③ 避難慰謝料の終期については、避難区域ごとに形式的に判断されるべきではなく、個別具体的な事情に基づいて柔軟に判断されるべきである。

### 1 ①について

原告らは、準備書面（50）第1において、平穏生活権、自己決定権、予防原則等の法理を根拠として、避難者が帰還を拒否する権利を有しており、帰還を拒否する場合においては、帰還が不可能な場合に発生する損害の内容において現実的な差異はなく、現にかけがえのない地域生活から切り離されている以上、帰還が不可能な場合と同様に「故郷喪失」という損害が生じている旨主張している。

しかしながら、そもそも、帰還拒否の権利なるものが認められるとしても、原告らが帰還を拒否した結果に基づき、被告が原告らに対して当然に損害賠償義務を負うものではない。被告が原告らに対して損害賠償義務を負うためには、本件事故と、原告らが元の居住地へ帰還することを断念せざるを得なかったこととの間に、相当因果関係が認められなければならない。

なぜならば、客観的には帰還が可能であるにもかかわらず、原告らの帰還拒否の権利（自由）により帰還をしなかったという場合には、帰還しなかったこ

とはあくまで原告らの帰還をしないという自由意思によるものに過ぎず、本件事故との間に相当因果関係を認めることはできないからである。ある人が権利を有するか否かと、その権利行使が一般人からみて合理性があるか否かとは異なる判断であり、論理必然ではないのである。

したがって、仮に、原告らに帰還拒否の権利なるものが観念し得るとしても、それによって、当然に被告が賠償義務を負うことにはならない。

また、元の居住地での生活の断念を余儀なくされたという損害評価の点に関して、中間指針第四次追補は、「①長期間の避難の後、具体的に帰還が可能か否か、また、帰還可能な場合でもいつその見通しが立つかを判断することが困難であること、②現在も自由に立入りができず、また、除染計画やインフラ復旧計画等がなく帰還の見通しが立たない状況においては、仮に長期間後に帰還が可能となったとしても、帰還が不能なために移住を余儀なくされたとして扱うことも合理的と考えられること、③これらの被害者が早期に生活再建を図るためには、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要と考えられること等から、最終的に帰還するか否かを問わず、『長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等』を一括して賠償することとした。」と規定している（乙B66）。

原告らが主張する「帰還を拒否する権利」なるものが法律上観念し得るものか否かは措くとしても、帰還を拒否して、現にかけがえのない地域生活から切り離されて故郷を喪失したという損害については、まさしく、上記中間指針第四次追補で規定されている「最終的に帰還するか否かを問わず、『長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等』によって評価し尽くされている。

そして、中間指針第四次追補は、移住を余儀なくされたことによる精神的損害の賠償額について、次の基準を示しており、被告は、同基準に則って、本賠

償手続ないしADRにおいて賠償を実施している。

「帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1,000万円を加算し、右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合には、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。」

したがって、被告は、原告らが主張する「帰還を拒否して故郷を喪失したことを前提とする損害」については、まさしく上記のような故郷に戻ることを断念した被災者を想定して被災者の公平かつ適正な損害賠償の実現の観点から定められた客観的な基準たる中間指針第四次追補に基づいて、既に賠償対応済みであって、これを超える何らかの損害を観念して、賠償することはできない。

## 2 ②について

故郷の変質・変容による精神的損害なるものの意味が不明である。

そこで、被告は、原告らに対し、次のとおり釈明を求める。

- (1) 「故郷の変質・変容による精神的損害」なるものが従前主張されてきた故郷喪失慰謝料とどのような関係にあるのか明らかにされたい。
- (2) 「故郷の変質・変容による精神的損害」なるものは、精神的損害と重複するものなのか、それとも別個独立の損害項目なのか、明らかにされたい。
- (3) 「故郷の変質・変容による精神的損害」の請求は、将来請求を意味するものなのか明らかにされたい。
- (4) 「故郷の変質・変容による精神的損害」の請求は、請求を拡張するものなのか明らかにされたい。
- (5) その他、「故郷の変質・変容による精神的損害」なるものの法的位置付けを

明らかにされたい。

### 3 ③について

被告は、避難生活に伴う精神的苦痛に対する賠償について、避難区域ごとに賠償の終期を分けて賠償を実施している。

この点に関し、原告らは、避難先の周辺に新たな土地・建物（住宅）を購入するなどして、転居するような事態が生じたとしても、かかる事実をもって、当然に避難生活が終了したと見做すべきではない旨を主張する。

しかしながら、原告らが新たな住宅を購入して転居をしたという事実は、まさに、その時点で、生活の基盤たる住宅を購入した場所において、新たなコミュニティーを再構築したと評価されるものであり、もはや避難生活は終了したと解されるべきである。

しかしながら、理論的には、上記のとおり、被災者が「現実の住宅確保」によって「避難終了」となるものというべきであるが、被告は、中間指針第四次追補に示された考え方を踏まえつつ、被災者の救済を第一義として、「現実の住宅確保」によって「避難終了」として扱わず、避難慰謝料を支払っているものである。これは、被災者の救済という政策的な見地から慰謝料の支払いを一定時期まで継続しているものである。

以 上